

子ども医療費助成制度が 令和6年10月から 変わります



子ども医療費助成制度の助成対象年齢 18歳まで拡大

通院にかかる自己負担額 500円/月(一医療機関ごと)

対象者 上毛町に住所があり、健康保険に加入している18歳までの人

※18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童となります。

ただし次の2つに該当する方は助成の対象となりませんのでご注意ください。

- ①婚姻している者
- ②高校生などが医療保険各法の規定による扶養から外れた時

※国民健康保険の被保険者は助成対象となります。

助成内容

令和6年9月診療分まで

年齢区分	自己負担額			所得制限
	入院	通院	調剤	
3歳未満	無料	無料	無料	無し
就学前				
小学生		800 円 / 月		
中学生				

令和6年10月診療分から

年齢区分	自己負担額			所得制限
	入院	通院	調剤	
3歳未満	無料	無料	無料	無し
就学前				
小学生		500円 / 月		
中学生				
高校生				

高校生も
対象に！



申請について

小～中学生ですすでに上毛町の
子ども医療証をお持ちの方

有効期間、自己負担金の変更となった新しい医療証をご自宅に郵送します。
古い医療証は、破棄してください。

新たに子ども医療の対象と
なる方

申請が必要です。

対象となる方には、勧奨通知を郵送しますので、必要書類を持参のうえ、申
請してください。

申請に必要な書類

- ・子ども医療費受給資格認定申請書
- ・お子さんの健康保険証
- ・マイナンバーカード(保護者の方)

●申請・問い合わせ先 長寿福祉課 福祉医療係 TEL 72-3188(内線167)

特設行政相談所の開設について

9月と10月は行政相談月間です。年金や道路、福祉など行政全般について困っていることはありませんか。相談は無料で、秘密は堅く守られます。お気軽にご相談ください。

特設行政相談所の開設

- 日 時 9月24日(火) 9:00～11:30
- 場 所 げんきの杜 小会議室
- 行政相談員 藤本 久雄さん(西友枝)
垂水 英治さん(垂水)

●問い合わせ先

総務課 総務係 TEL 72-3111(内線115)

総務省九州行政評価局(行政相談課直通) TEL 092-431-7082



電気柵設置における安全対策について

平成27年7月、静岡県で、シカよけのために設置した電気柵による感電死亡事故が発生しました。電気柵を設置するときは、感電または火災のおそれがないように設置することとされており、次の点に注意する必要があります。



- ①危険である旨を、人が見やすいように表示すること。
- ②出力電流が制限される電気柵用電源装置を使用すること。
- ③30ボルト以上の電源から電気を供給するときは、漏電遮断器を設置すること。
- ④開閉器(スイッチ)を設置すること。
- ⑤適切にメンテナンスを行うこと。

●問い合わせ先 産業振興課 農政係 TEL 72-3151(内線182)

日本年金機構職員などを装った 不審な訪問者や電話などにご注意ください！

全国各地で、「日本年金機構」や「社会保険庁」もしくは「厚生労働省」などの職員を装った訪問者から、現金を搾取される事件が起きています。

また、銀行口座番号や家族構成、預貯金額などの個人情報盗み出そうとする電話や不審なサイトへ誘導しようとするメールも確認されています。

その他にも「年金関係の書類を配達できない」などと言って、運送会社を名乗り、職業や会社名などの個人情報を入手しようとする電話があったという事例が報告されています。

●問い合わせ先 小倉南年金事務所 TEL 093-471-8873
住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線143)



怪しいなと感じたら

相手の名前や所属、電話番号や要件を確認し、怪しいなと感じたら、訪問者は自宅内に入れない、電話は一旦切るなど、一人では対応しないように注意し、お近くの年金事務所へお問い合わせください。